

四條畷市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、四條畷市内で開催されるイベントに、乳幼児のおむつ交換及び授乳を行うためのおむつ交換台及びテント等の設備（以下「移動式赤ちゃんの駅」という。）を貸し出すことにより、乳幼児を連れた保護者が安心してイベントに参加できる環境づくりを推進し、子育て支援に資することを目的とする。

(貸出しの条件)

第2条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けることができる団体は、次の各号に掲げる条件を全て満たす団体とする。

- (1) 市内でイベントを主催する団体
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動を目的としない団体
- (3) 営利を目的としない団体
- (4) 法令又は公助良俗に反しない団体

2 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けることができるイベントの内容は、次の各号に掲げる条件を全て満たすイベントとする。

- (1) 四條畷市内で開催されるイベント
- (2) 乳幼児を連れた市民が参加できるイベント
- (3) 特定の政治、思想又は宗教の活動を目的としないイベント
- (4) 営利を目的としないイベント
- (5) 法令又は公序良俗に反しないイベント

(貸出しの申請)

第3条 市長は、移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けようとする者（以下「申込者」という。）に対しては、必要書類を添付し、四條畷市移動式赤ちゃんの駅貸出申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）を提出、または四條畷市移動式赤ちゃんの駅貸出申込フォーム（以下「フォーム」という。）により申請するよう求めることができる。

2 市長は、申込者に対して、貸出しを受けようとする日の6か月前から7日前の日までに申込書を提出またはフォームにより申請するよう求めることができる。ただし、市長

が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出しの承認等)

第4条 市長は、申込書の提出またはフォームによる申請があったときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、貸出しを承認するときは四條畷市移動式赤ちゃんの駅貸出承認通知書（様式第2号）により、貸出を承認しないときは四條畷市赤ちゃんの駅貸出不承認通知書（様式第3号）にその理由を付して、申込者に通知するものとする。

2 貸出しの希望期間が重複する複数の申込みがあった場合は、原則として先着順とする。

(貸出しの期間)

第5条 移動式赤ちゃんの駅の貸出期間は、イベントの開催期間に土・日・祝を除く前後1日程度を加えた期間内とし、最長7日とする。ただし、貸出しが重複しない場合で、市長が認める場合はこの限りでない。

(貸出料)

第6条 移動式赤ちゃんの駅の貸出料は、無料とする。

(貸出し及び返却)

第7条 移動式赤ちゃんの駅の貸出承認を受けた者（以下「使用者」という。）に対しては、自らこども未来部こども政策課において、移動式赤ちゃんの駅を直接借り受け、返却するように求めるものとする。

2 使用者に対しては、返却時には、移動式赤ちゃんの駅に破損、汚損等がないか十分確認するように求めるものとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者に対しては、移動式赤ちゃんの駅の使用に際し、次の各号に掲げる事項を順守するよう求めるものとする。

- (1) 第三者に権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 申込書に記載のイベント以外に使用しないこと。
- (3) 移動式赤ちゃんの駅使用説明書に従い、適正に管理し、及び使用すること。
- (4) 予め定められた期限に返却すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が前条各号に掲げる事項を遵守しなかった場合又はこの要綱の規定に違反した場合は、貸出承認を取り消すことができる。

2 市長は、前号の規定により貸出承認を取り消した場合は、使用者に四條畷市移動式赤ちゃんの駅貸出承認取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 前2項の場合において、既に貸出しを行っている場合は、市長は返還を求めるものとし、使用者に対しては直ちにこれに応じるように求めるものとする。

4 貸出承認の取消しにより使用者に損害が生じても、四條畷市は一切の責任を負わないものとする。

(原状回復)

第10条 移動式赤ちゃんの駅を破損し、又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修等必要な処理を行い、原状に回復するよう求めるものとする。

2 前項の規定に関わらず、破損又は汚損の状態が著しく補修等が困難な場合、又は特別の事由があると認める場合、市長は使用者に対し実費弁償を求めることができる。

(四條畷市の責任)

第11条 移動式赤ちゃんの駅の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、四條畷市は一切の責任を負わない。

附 則

この要綱は、平成27年12月10日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年5月29日から施行し、改正後の四條畷市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和7年8月20日から施行し、改正後の四條畷市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

様式第 1 号

四條畷市移動式赤ちゃんの駅貸出申込書

年 月 日

四條畷市長 宛

申込者 住 所 〒

氏 名

連絡先（電話番号）

四條畷市移動式赤ちゃんの駅を使用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

団 体 名		
代 表 者 名		
貸 出 希 望 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 ※イベントの開催期間に土・日・祝を除く前後 1 日程度を加えた期間内（原則最長 7 日）	
団体の活動内容		
使 用 イ ベ ン ト	名 称	
	内 容	
	開催期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	開催場所	

＜添付書類＞イベントの内容がわかる資料（パンフレット・チラシ等）

様式第 2 号

四條畷市移動式赤ちゃんの駅貸出承認通知書

第 号

年 月 日

様

四 條 畷 市 長

年 月 日付で申し込みのありました四條畷市移動式赤ちゃんの駅の貸出について、下記の条件を付して承認します。

記

団 体 名		
貸 出 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
使 用 イ ベ ン ト	名 称	
	開催場所	
備 考		

＜承認条件＞

- ・ 四條畷市移動式赤ちゃんの駅使用説明書に従い、適正に管理し、及び使用すること。
- ・ 貸出期間内に返却すること。
- ・ 移動式赤ちゃんの駅を破損し、又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修等必要な処理を行い、原状回復すること。
- ・ 移動式赤ちゃんの駅の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、使用者が一切の責任を負うものとする。

- ・その他、四條畷市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱を遵守すること。

様式第 3 号

四條畷市赤ちゃんの駅貸出不承認通知書

第 号

年 月 日

様

四 條 畷 市 長

年 月 日付で申し込みのありました四條畷市移動式赤ちゃんの駅の貸出
について、下記の理由により不承認とします。

記

イ ベ ン ト 名 称	
不 承 認 理 由	

様式第 4 号

四條畷市移動式赤ちゃんの駅貸出承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

四 條 畷 市 長

年 月 日付で申し込みのありました四條畷市移動式赤ちゃんの駅の貸出
について、下記の理由により不承認とします。

記

団 体 名		
貸 出 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
使 用 イ ベ ン ト	名 称	
	開催場所	
取 消 日	年 月 日	
取 消 理 由		